



簡易耐震診断

1. 簡易耐震診断について

この制度では、耐震診断を希望する住宅所有者へ、市が「簡易耐震診断員」を派遣して、住宅の調査、診断を行い、住宅耐震性の評価や改善のポイント、耐震改修のアドバイス等をまとめた「簡易耐震診断報告書」を発行します。耐震性を確認し、住まいの耐震化を検討しましょう。

2. 対象となる住宅

- 市内にある住宅で、昭和56年5月31日以前に着工したもの
- 店舗併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されているもの
- ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外です。
- 過去に市の簡易耐震診断を受け、10年を経過していない住宅は対象外です。
- 「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅は、同法3条に基づく管理組合の議決等が必要です。
- 住宅に木造以外の構造（ブロック造等）がある場合は、診断できないことがあります。

3. 診断手数料

- 木造戸建住宅の場合（木造戸建住宅以外の場合は、建築係までお問い合わせください。）

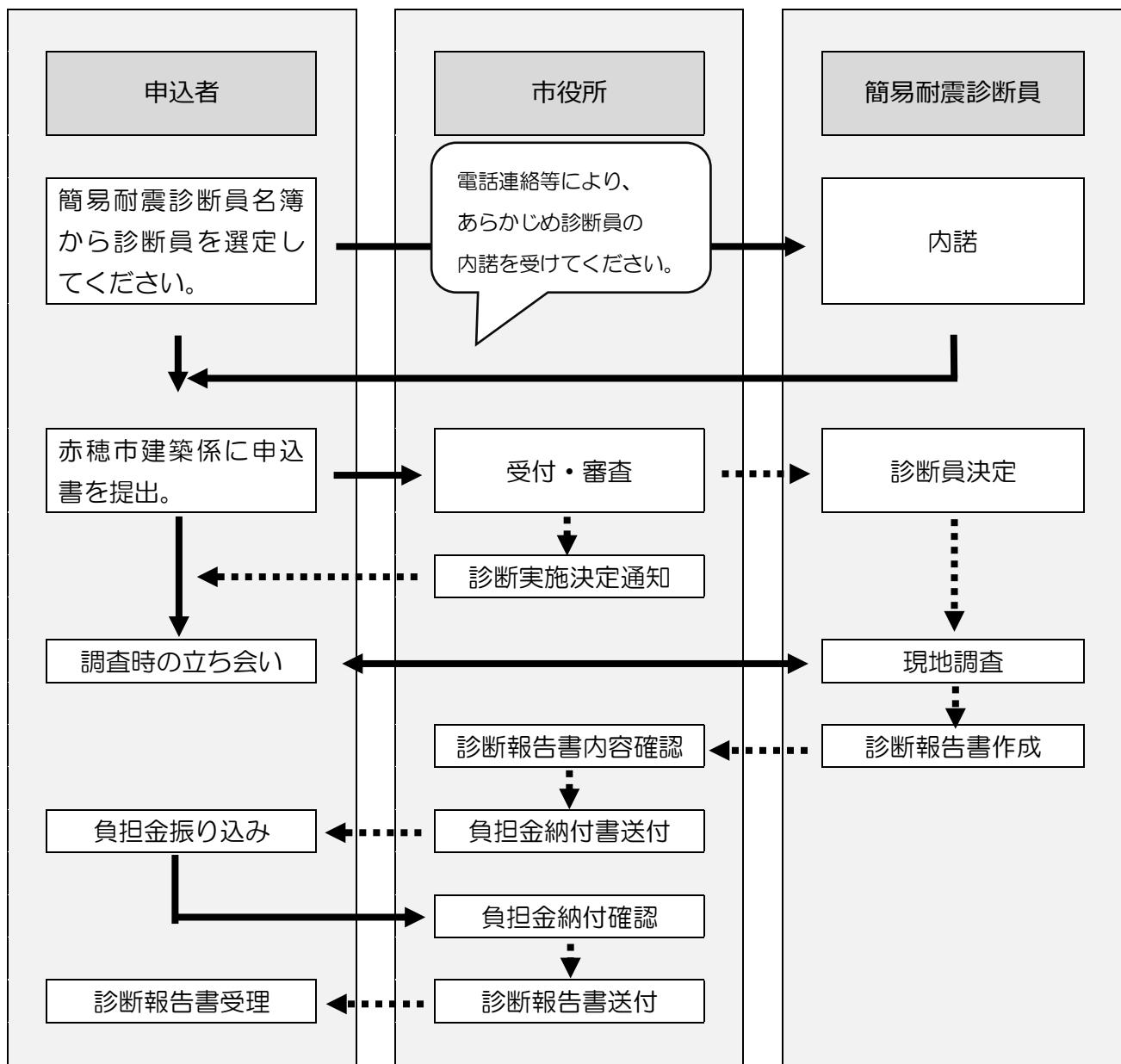
1棟あたりの診断経費	申請者負担金
31,500円	3,000円

4. 申込方法・提出書類

- 申込書・添付書類を赤穂市役所2階建築係までお持ちください。
- 申込書提出にあたり、事前に診断員を耐震診断員名簿から選定し、診断員へ連絡の上、内諾を受けてください。
- 必要な添付書類
 - ①申込者（住宅の所有者）の本人確認書類の写し
 - ②住宅の所有者と建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し
 - ・住宅建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - ・住宅の登記簿謄本
 - ・その他住宅の所有者、建築年を証明する書類
 - ③住宅の付近見取図



5. 簡易耐震診断の流れ



6. 「点検商法」にご注意ください！

「市から委託を受けている」などと市の実施する耐震診断を装ってお宅を訪問・点検し、「金物がないから地震がきたら倒壊する」などと言って不安を煽り、高額な耐震改修工事を進めるケースが過去に新聞等で報道されています。

この制度では、皆さんからの申し込みなく診断員が突然お宅を訪問し、診断を行うことはありませんので、ご注意ください。

もし、心当たりのある方は、できるだけ早く市の消費生活相談窓口に相談してください。